

証明事項の記入方法について

1.業種

就労者（証明日時時点で就労している者以外にも、就労開始予定者や復帰予定者を含むものとする。）が従事している業種として当てはまるものを所定の選択肢から選択すること。当てはまるものがない場合には、「その他」を選択し、右欄に詳細を記入すること。

※所定の選択肢： 農業、林業／漁業／鉱業、採石業、砂利採取業、／建設業／製造業／電気、・ガス・熱供給・水道業／情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業／不動産業、物品賃貸業／学術研究、専門・技術サービス業／宿泊業、飲食サービス業／生活関連サービス業、娯楽業／教育、学習支援業／医療、福祉／複合サービス事業／公務／その他

2.就労者氏名

就労証明書を交付する就労者の指名及びふりがなを記入すること。

3.就労者住所

就労者が現に居住する住所を記入すること。

4.雇用（予定）期間

就労者との雇用契約期間の有期・無期の別を記載すること。有期の場合には、雇用契約期間を記載し、無期の場合には、雇用開始日のみ記入し、雇用終了日の欄を空欄とすること。

5.勤務先事業名

就労者が通常勤務している事業署名を記載すること。

6.勤務先住所

就労者が通常勤務している事業所の住所を記載すること。

7.勤務先電話番号

就労者が通常勤務している事業所における、就労証明書記入担当者の電話番号を記載すること。

8.雇用の形態

所定の選択肢から当てはまるものを選択すること。なお、内職やいわゆるフリーランスについては原則として「自営業」に分類する。

※所定の選択肢： 自営業／正社員／パート・アルバイト／非常勤・臨時職員／派遣社員／その他

9.就労時間（固定就労の場合）

日々の就労時間が定められた就労者について、通常就労する曜日を選択し、休憩時間を含めた一日の就労時間及び1週間当たりの合計時間を記入すること。

10.就労時間（変則就労の場合）

日々の就労時間が定められていない就労者について、単位期間として当てはまるものを所定の選択肢から選択し、当該単位期間当たりの就労時間を記入すること。なお、就労時間が1か月当たり平均120時間未

満になる場合は「9.就労時間（固定就労の場合）」に一日の就労時間例を記入すること。（勤務開始時間が一番早い日のシフトと、勤務終了時間が一番遅い日のシフトは必ず記入すること）

※所定の選択肢：年間／月間／週間

11.就労実績

過去3か月分の1か月当たりの就労日数を記入すること。3か月以上の就労実績がない場合は、実績がある月について記入した上で、今後の就労見込みを記入すること。

12.産前・産後休業の取得

労働基準法に基づく産前・産後休業の取得状況として当てはまるものを所定の選択肢から選択した上で、所得期間（証明日において産前・産後休業の所得前又は所得中である場合には、取得予定期間）を記入すること。

※所定の選択肢：取得予定／取得中／期間終了

13.育児休業の取得（予定期間）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条い規定する育児休業の取得状況として当てはまるものを所定の選択肢から選択した上で、取得期間（証明日において育児休業の取得前又は取得中である場合には、取得予定期間）を記入すること。

保育所等の利用が可能となった際に育児休業を短縮できる場合には、短縮可能期間の欄に復職可能な年月日を記入すること。また、保育所等の定員超過などの理由により、保育所等の利用が困難な際に育児休業を延長することができる場合には、延長可能期間の欄に育児休業延長可能年月日を記入すること。

14.復職年月日

育児休業等を終了し、復職した者について、復職した年月日を記入すること。また、現在休業している者については、復職を予定している年月日を記入すること。

15.病気・障害

疾病や障害により家庭での保育が困難な場合は、疾病名及び治療状況を記入し、診断書を添付すること。

16.介護等

介護等により家庭での保育が困難な場合は、要介護者の氏名・続柄・病名を記入し、要介護者の現在の状態を所定の選択肢から選択肢記入すること。なお、具体的な状況診断書を添付すること。

※所定の選択肢：入院／自宅療養

17.求職中

求職活動により家庭での保育が困難な場合は、現在の求職活動の状況を所定の選択肢から選択すること。なお、すでに面接に行っている場合や、これから面接に行く等の場合はその他を選択し、右欄に詳細を記入すること。

※所定の選択肢：現在、ハローワークに行っている／これからハローワークに行く／その他

18.災害・その他

災害・その他の理由により家庭での保育が困難な場合は詳細を記入すること。